

を以つて同人を解雇することとなり、炭坑勞務係は納屋明渡並に前借金（二四、圓三四）支拂方を日石箱屋支部常任宮本平に調停せしめたので、同人は兩者の間に斡旋したるも容易に解決を見ず、遂に七月十三日勞務係（瀬戸康吉）に對し誓面を以て本件の調停を辭退したるところ、右勞務係員は大いに之を憤慨し翌十四日炭坑事務所に同人を呼出し「ステッキ」で全治十數日を要する打撲傷を全身十一ヶ所に加へたのである。

十、經過並に解決 狀況

日石箱屋支部長は本件發生するや負傷者の應急手當と共に日石本部の應援を求め翌十五日組合本部より宮崎主事外一名の來援ありて、炭坑當局に對し其の責任を問ひたるも、炭坑では勞務係員瀬戸某の單獨行動にして其の責なしと答へたの

で、  
組合側では之が對策を構することとなり越へて十八日午後二時次の要求書 を提出せり。

要 求 書

- 1、宮本平の治療費全額負擔のこと
- 2、慰籍料支給のこと
- 3、將來暴力行爲を爲さざること
- 4、今回の事件に關し炭坑側より組合に對し遺憾の意を表すること

炭坑側では右要求に對し前々同同様之を拒絶したので組合側では別紙告訴狀を福岡地方裁判所檢事局に提出し且つ態度決定の爲總同盟伊藤九郎會長訪問意見を求めたるに、同會長は本件發生の原因となれる採炭夫森田某の行爲正しからざるを